

【P】令和8年度 地域スポーツ振興助成事業実施要領

1 目的

郡市体育・スポーツ協会が地域の幼児から高齢者（障がいがある方を含む）までを対象として実施する各種スポーツ活動へ助成し、青少年の健全育成と生涯スポーツの振興を図る。

2 主催

福岡県 公益財団法人福岡県スポーツ協会

開催郡市（町村）体育・スポーツ協会 開催市町村、同教育委員会

3 助成対象事業

地域の幼児から高齢者までを対象として実施する下記のスポーツ活動事業に要する経費の助成。

事業名	事業内容
① 青少年スポーツ活動事業	I スポーツ医・科学講座と演習
② 壮年スポーツ活動事業	II 各種スポーツ教室
③ 高齢者スポーツ活動事業	III 各種スポーツ大会
④ 親子スポーツ活動事業	IV 野外活動
⑤ 女性スポーツ活動事業	V 健康・体力相談
⑥ 世代間交流スポーツ活動事業	VI 広報活動

1 各事業はメニュー事業とし、地域の事情に応じ、事業内容の単独または組み合わせで実施することができる。

2 地域の事情に応じて、各種スポーツ教室・大会の中にニュースポーツを取り入れてもよい。

※ 講師・指導者については、可能な限り公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツドクターまたは公認スポーツ指導者を活用すること。

※ 「I スポーツ医・科学講座と演習」の講師は本会スポーツ医・科学サポートシステム構築事業により派遣することができる。

4 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

5 助成対象経費

謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他事業実施に直接必要な経費。

6 助成予定金額

事業規模及び内容に応じて事業費の一部を助成する。

ただし、1事業あたり上限12万円とし、同一郡市への助成総額は上限30万円とする。

なお、予算の範囲内で調整することがある。

7 助成期間

本事業は継続3カ年の補助事業とする（申請数によっては打ち切りの事業が出ることもある）。

なお、継続11カ年以上の事業は助成対象外とする。

また、前年度中止した事業を今年度も引き続き実施する場合、前年度と同じ申請年とする。

例：令和7年度が1年目で事業中止の場合、令和8年度も1年目として申請が可能。

8 提出先

公益財団法人福岡県スポーツ協会

〒812-0852 福岡市博多区東平尾公園2丁目1番4号

福岡県立スポーツ科学情報センター内

※郡体育・スポーツ協会は、加盟の町村体育・スポーツ協会と十分検討のうえ、提出すること。

【P】地域スポーツ振興助成事業 事業例

事業メニュー		事業例
事業名	①青少年スポーツ活動事業	小学生を対象とした体力アップ教室。 併せて、体力テストの結果や体力を高める運動について演習を実施。
事業内容	Ⅱ各種スポーツ教室 Ⅰスポーツ医・科学講座と演習	
事業名	①青少年スポーツ活動事業	小～高校生対象の各種スポーツ大会。
事業内容	Ⅲ各種スポーツ大会	
事業名	③高齢者スポーツ活動事業	高齢者を対象とした健康づくり教室。 併せて、健康のためのスポーツマッサージについて演習を実施。
事業内容	Ⅱ各種スポーツ教室 Ⅰスポーツ医・科学講座と演習	
事業名	④親子スポーツ活動事業	小学生とその保護者を対象とした各種スポーツ教室。併せて子どもの体力向上に関する医・科学教室を実施。
事業内容	Ⅱ各種スポーツ教室 Ⅰスポーツ医・科学講座と演習	
事業名	⑤女性スポーツ活動事業	家庭婦人各種スポーツ大会。 併せて、スポーツ障害とその予防についてスポーツ講座を実施。
事業内容	Ⅲ各種スポーツ大会 Ⅰスポーツ医・科学講座と演習	
事業名	⑥世代間交流スポーツ活動事業	地元の高校生（大学生）が指導者を務める小中学生を対象とした各種スポーツ教室。
事業内容	Ⅱ各種スポーツ教室	
事業名	※（青少年～高齢者）スポーツ活動事業	市民全般を対象としたニュースポーツ体験イベント。
事業内容	Ⅱ各種スポーツ教室	
事業名	※（青少年～高齢者）スポーツ活動事業	市民全般を対象とした各種スポーツ教室。併せて傷害予防のための準備運動に関する演習を実施。
事業内容	Ⅱ各種スポーツ教室 Ⅰスポーツ医・科学講座と演習	